

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室^⑤)源泉所得税関係

退職金に係る税務処理について

Q 当社では、この度退職する役員に対して退職金を支給する予定です。この役員は次表のとおり、使用人から使用人兼務役員に就任した後、役員専任として勤務しておりました。

この場合の、源泉徴収についてご教示ください。

就職		退職	
勤続年数15年			
使用人 10 年	使用人兼務 役員 3 年	専任 2 年	
		役員5年	

A 退職金は、長年の勤労に対する報償の給与として、一時に支払われるものであることなどから、税負担が軽くなるよう配慮されています。

また、退職金を支払うときまでに、「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受けた場合は、源泉徴収だけで所得税及び復興特別所得税の課税関係が終了しますので、原則として退職者は確定申告をする必要がありませんが、提出を受けていない場合は、退職金の収入金額から一律20.42%の所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されますので、確定申告で精算することになります。

「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受けている場合の源泉徴収については、退職金の支給額から勤続年数（注1）に応じて計算した退職所得控除額を差し引いた額に2分の1（注2）して課税退職所得金額を算出し、これに「退職所得の源泉徴収税額の速算表」の「税額」欄の算式に従い計算した額が、源泉徴収税額となります。

（注1） 勤続年数に長期の欠勤や病気での休職期間等があれば含め、1年に満たない端数があるときは、1年に切り上げます。

（注2） 役員等で勤続年数が5年以下の者（以下「特定役員等」といいます。）については、この残額の2分の1とする措置はありませんので、退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額が課税退職所得金額となります。

また、特定役員等の勤続期間と特定役員等でない勤続期間の両方があり、その2つの期間が重複している場合には、その重複する勤続年数部分について次のとおり調整計算を行う必要があります。

（1）重複期間がない場合

$40\text{万円} \times \text{特定役員等勤続年数}$

（2）重複期間がある場合

$40\text{万円} \times (\text{特定役員等勤続年数} - \text{重複勤続年数}) + 20\text{万円} \times \text{重複勤続年数}$

それでは、御社のケースを用いて実際に退職金の計算を行ってみたいと思います。

そして今回は、次のように支給すると設定します。

- ・使用人退職金（使用人兼務役員期間の使用人部分を含む） 800万円
- ・役員退職金（使用人兼務役員期間の役員部分を含む） 500万円

勤続年数15年（うち役員等勤続年数は、使用人兼務役員の期間3年と役員専任の期間2年の合計5年……特定役員に該当）

退職所得控除額 $40\text{万円} \times 15\text{年} = 600\text{万円}$

特定役員退職所得控除額

今回は、使用人兼務役員としての勤務期間に、使用人期間と役員期間が3年間重複していますので、上記注2（2）の調整計算を行います。

$40\text{万円} \times (5\text{年} - 3\text{年}) + 20\text{万円} \times 3\text{年} = 140\text{万円}$

課税退職所得金額

$(500\text{万円} - 140\text{万円}) + \{800\text{万円} - (600\text{万円} - 140\text{万円})\} \times 1/2 = 530\text{万円}$

このケースでの課税退職所得金額は530万円になります。

源泉徴収税額（所得税及び復興特別所得税）

$5,300,000\text{円} \times 20\% - 427,500\text{円} = 632,500\text{円}$ （所得税）

$632,500\text{円} \times 102.1\% = 645,782\text{円}$ （所得税及び復興特別所得税）

◎1円未満端数切捨て

このケースでの源泉徴収税額は645,782円になります。

※参考

退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	$40\text{万円} \times \text{勤続年数}$
20年超	$800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})$

退職所得の源泉徴収税額の速算表（令和2年分）

課税退職所得金額 (A)	所得税率 (B)	控除額 (C)	税 額
1,950,000円以下	5%	0円	$(A \times B - C) \times 102.1\%$
1,950,000円超 3,300,000円以下	10%	97,500円	
3,300,000円超 6,950,000円以下	20%	427,500円	
6,950,000円超 9,000,000円以下	23%	636,000円	
9,000,000円超 18,000,000円以下	33%	1,536,000円	
18,000,000円超 40,000,000円以下	40%	2,796,000円	
40,000,000円超	45%	4,796,000円	

（税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、山口優子
グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）